

2014（平成 26）年度在宅医療助成（後期）指定公募②
「『在宅看取りを伴う在宅医療推進』のための研究会、研修
会への助成」完了報告書

（テーマ）

**「看取り期における医療・介護の連携を中心と
した事例研究」**

（申請者名）

鷺見よしみ

（所属機関・職名）

一般社団法人日本介護支援専門員協会 会長
在宅介護・医療推進研究会

（所属機関所在地）

〒101-0052
東京都千代田区神田小川町 1-11 金子ビル 2 階
TEL : 03-3518-0777 FAX : 03-3518-0778

（提出年月日）

平成 28 年 2 月 29 日

1. 本事業の概要

(1) 本事業の背景と目的

人生の最期を医療分野ではターミナル期と称し、介護分野では看取り期と称し、一般的には終末期と称する。しかし、本人はただ、人生を懸命に生きているだけである。よって、私たちケアマネジャーは、どの時期にあっても生活を支えることに変わりはない。ただ、不安定な時期であるために医療に関する支援は必要となり、生活面のみを支えることだけでは、支援内容に不足が生じる。ここにケアマネジメントの困難さがある。

本研究では、最期まで生活を続けるケアプランに医療の視点を加えた事例を集め、研究し、利用者が最期まで自宅において生活できるケアプラン例を示すことで、全国のケアマネジャーがこれを参考として、終末期にある利用者のケアマネジメントをより上質のものにすることができる。

(2) 研究方法

全国より、終末期に立案したケアプランのうち医療と介護の連携を行い、最期まで自宅で過ごした事例を約 20 例持ち寄る。事例は、成功事例と失敗事例の両方とする。持ち寄った事例を 1 例ずつ分析し、普遍的なロジックを構築する。研究したものは、事例集とし、分析結果などもまとめたものを掲載し、全国のケアマネジャーの職能団体へ配布する。

(3) 期待される効果等

今後、全国のケアマネジャーが、終末期にある利用者を担当した際に、本研究の成果物である事例集を活用し、医療の介入に戸惑うことなく、スムーズに医療サービスをケアプランに位置づけることができ、利用者が自宅で最期を迎えることができるようケアマネジメントを行うための一助になる。

2. 事業実施体制

本事業は、在宅看取りの事例を収集するため委員会を設置し、事例集の作成を実施した。

委員会の委員及び各回の開催日程・主な議題は以下の通りである。

(委員名簿)

氏名	所属
吉良 厚子	一般社団法人日本介護支援専門員協会 常任理事

◎	小島 操	特定非営利活動法人東京都介護支援専門員研究協議会 副理事長
	柴口 里則	一般社団法人日本介護支援専門員協会 副会長
	茂木 そのみ	一般社団法人山梨県介護支援専門員協会 理事

※50 音順 ◎は委員長 所属は就任当時

(委員会開催日程)

日時・場所	議事
第1回委員会 日時：平成27年8月4日（火）11：00～14：00 会場：日本介護支援専門員協会 会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・事業概要、スケジュールについて ・事例の収集、分析について
第2回委員会 日時：平成27年11月5日（木）13：30～17：30 会場：日本介護支援専門員協会 会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・収集事例原稿の確認 ・修正等について

3. 事業のまとめ及び感想

このたびの事例収集では、20事例を予定していたが最終21事例となった。21事例目の提出は小規模多機能居宅介護を利用した事例であった。21事例の中には、最期を自宅で迎えた方、最期を自宅で迎えるまでに入退院を繰り返した方、最期を自宅で迎えることができなかつた方、さまざまな事例があった。人の心は揺らぐものである。それは死にゆく人もそれを見守る人も皆同じである。最期を迎える場所が違ったり、最期を迎えるまでの過程も違ったり、その間の心の揺らぎもすべて受け止めて、できるだけ満足のいく最期を迎えて頂くためにケアマネジャーは奔走する。今回の事例を通して、いろいろな最期の迎え方があり、そのためにケアマネジャーはケアマネジャーが持ち得る限りの知識や技術を駆使していることをご理解いただければと思う。

ただし、今回の21事例が100点満点の事例でないことはご周知頂きたい。先にも述べたように人の最期はさまざまである。ある人にとって最高の最期であってもある人にとっては否かもしれない。今回の21事例をご覧いただき、ご覧いただいた方々それぞれの立場で、今後の参考にさせていただき、ご自身もしくはご家族や身近な方の最期の迎え方を再考頂き、ケアマネジャーとの上手な付き合い方の参考にさせていただければと思う。

また、ケアマネジャーにとっては、今後の活動の参考にさせていただければと思う。

以上

公益財団法人 在宅医療助成 勇美記念財団の助成による